特定非営利活動法人えひめグローバルネットワーク
定　款

第１章　総　則

（名　称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人えひめグローバルネットワークと称する。英語の名称をEhime Global Networkとし、通称をわくわくとする。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第２章　目的および事業

（目　的）
第３条　この法人は、国内外を問わず、地球規模の視点で捉えながら、グローカルに国際、平和、環境、人権、福祉など、社会全般に関する様々な問題の解決・改善を図るため、複数分野を横断して市民参加型で国際協力活動の推進と、地球市民教育の普及、セクター内外のパートナーシップとネットワークづくり、および持続可能な市民社会の構築に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 国際協力の活動
(2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(3) 環境の保全を図る活動
(4) 社会教育の推進を図る活動
(5) 子どもの健全育成を図る活動
(6) まちづくりの推進を図る活動
(7) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事　業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
　① 国際協力・フェアトレード事業
　② 環境保全事業
　③ 講座・セミナー・研修等開催事業
　④ 講師派遣事業
　⑤ NGO/NPOおよび地域のネットワーク事業
　⑥ 情報提供・相談業務事業
　⑦ その他、この法人の目的達成に必要な事業
(2) その他の事業
　① 不動産貸付業
2　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会　員

（種　別）
第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1) 正 会 員：この法人の目的に賛同して入会する個人および団体
(2) 協力会員：この法人の目的に賛同して協力するために入会する個人および団体
(3) 賛助会員：この法人の目的に賛同して賛助するために入会する個人および団体

（入　会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない
２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
３　代表理事が、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会　費）
第８条　会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 本人が死亡し、又は失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき
(4) 除名されたとき

（退　会）
第１０条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

（除　名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員および職員等

（種別および定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上１０人以下
(2) 監事　１人以上２人以下
２　理事のうち、１人を代表理事とする。
３　理事のうち、１人以上２人以下を副代表理事とすることができる。

（選任等）
第１４条　役員は、総会において選任する。
２　代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および３親等以内の親族が、役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　法第２０条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）
第１５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること
(2) この法人の財産の状況を監査すること
(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること

(任期等)
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）
第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（報　酬）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職　員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、代表理事が任免する。

（顧　問）
第２１条　この法人に顧問を若干名置くことができる。顧問は理事会の議決を経て代表理事が任命する。
２　顧問の任期は２年とし、再任を妨げない。
３　顧問は代表理事の諮問に対して、理事会に出席して意見を述べることができる。

第５章　総　会

（種　別）
第２２条　この法人の総会は、通常総会および臨時総会の２種とする。

（構　成）
第２３条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）
第２４条　総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散および合併
(3) 事業計画および活動予算
(4) 事業報告および活動決算
(5) 役員の選任および解任

（開　催）
第２５条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
(2) 正会員の総数の５分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3) 第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき

（招　集）
第２６条　総会は、第２５条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は、第２５条第２項第１号および第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第２７条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第２８条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）
第２９条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、特に緊急を要する事項で、出席した正会員の２分の１以上の者が同意する場合はこの限りではない。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議が

あったものとみなす。

（表決権等）
第３０条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第２８条、第２９条第２項、第３１条第１項第２号および第５２条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。
３　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（種　別）
第３２条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）
第３３条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画および収支予算の変更
(4) 役員の職務および報酬
(5) 会費の額および変更
(6) 会員の除名
(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５１条において同じ。）、その他新たな義務の負担および権利の放棄
(8) 事務局の組織および運営
(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）
第３４条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき
(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき
(3) 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招　集）
第３５条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、第３４号第２号および第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第３６条　理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

（議　決）
第３７条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、特に緊急を要する事項で、出席した理事の２分の１以上の者が同意する場合はこの限りではない。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３９号第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産および会計

（資産の構成）
第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の区分）
第４１条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第４２条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４３条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第４４条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画および予算）
第４５条　この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４６条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定および使用）
第４７条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加および更正）
第４８条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告および決算）
第４９条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第５０条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第５１条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）
第５２条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
(5) 正会員の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
(9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
(10) 定款の変更に関する事項

（解　散）
第５３条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第５４条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合　併）
第５５条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第５６条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又は愛媛新聞に掲載して行う。
但し、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑　則

（細　則）
第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	竹　内　よし子
理　　事	林　　知　美
同	肥　田　浩　一
同	松　本　啓　文
監　　事	鈴　木　靖　彦

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２００７年6月３０日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第５０条の規定にかかわらず、成立の日から２００６年3月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正 会 員	年会費	１０，０００円（個人および団体）
協力会員	年会費	３，０００円（個人および団体）
賛助会員	年会費(一口)	２０，０００円（一口以上、個人および団体）